

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の
一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の概要

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）の施行に伴う規定整備のため、指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成15年愛媛県教育委員会規則第1号）の一部を改正するものである。

2 改正の内容

教育公務員特例法の条ずれへの対応

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） 第25条の2

↓

第25条

3 施行日

平成29年4月1日

議案第17号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成29年3月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成15年愛媛県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(趣旨)		
第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「 <u>教特法</u> 」という。） <u>第25条第5項及び第6項</u> 並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「 <u>地教行法</u> 」という。）第47条の2第2項に規定する手続のほか、児童又は生徒に対する指導が不適切である教員の取扱いに <u>関し必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「 <u>教特法</u> 」という。） <u>第25条の2第5項及び第6項</u> 並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「 <u>地教行法</u> 」という。）第47条の2第2項に規定する手続のほか、児童又は生徒に対する指導が不適切である教員の取扱いに <u>関し必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「 <u>教特法</u> 」という。） <u>第25条の2第5項及び第6項</u> 並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「 <u>地教行法</u> 」という。）第47条の2第2項に規定する手続のほか、児童又は生徒に対する指導が不適切である教員の取扱いに <u>関し必要な事項を定めるものとする。</u>
(定義)		
第2条 省略	第2条 省略	第2条 省略
2 省略	2 省略	2 省略
3 この規則において「 <u>指導改善研修</u> 」とは、 <u>教特法第25条第1項</u> に規定する研修をいう。 (愛媛県教員の資質向上審査委員会)	3 この規則において「 <u>指導改善研修</u> 」とは、 <u>教特法第25条第1項</u> に規定する研修をいう。 (愛媛県教員の資質向上審査委員会)	3 この規則において「 <u>指導改善研修</u> 」とは、 <u>教特法第25条の2第1項</u> に規定する研修をいう。 (愛媛県教員の資質向上審査委員会)
第5条 省略	第5条 省略	第5条 省略

2 審査委員会は、教特法第25条第5項に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は命じる6名以内の委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3・4 省略

2 審査委員会は、教特法第25条の2第5項に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は命じる6名以内の委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3・4 省略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案説明

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）により教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部が改正されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。